

# 国が隠した 福島沖の大津波

添田孝史  
@井戸川裁判(福島被ばく訴訟)  
第9回口頭弁論報告集会 参議院議員会館講堂  
2017年12月13日

## 数々の「前ぶれ」生かせず

- 1993年北海道南西沖、1995年阪神・淡路大震災  
→歴史記録がなくても、科学的に「起こりそう」と判断される地震を想定する。2002年 地震本部長期評価
- 2004年スマトラ沖津波  
→2006年洪水勉強会 津波で全電源喪失する。  
→津波による事故リスクは高い。「不作為を問われる」
- 2005年宮城県沖地震  
→津波堆積物調査が進む。福島第一の想定を超える大津波が、過去に襲来していたことが明確になった。

## 原因・責任問題のポイント (特に2008年以降)

1. 東電は、安全より経営を優先した
2. 国は、安全より国策(プルサーマル)を優先し、東電の対策遅れを容認した
3. 事故後も、国は重要な二つの報告書を隠して、東電の責任逃れを助けた。

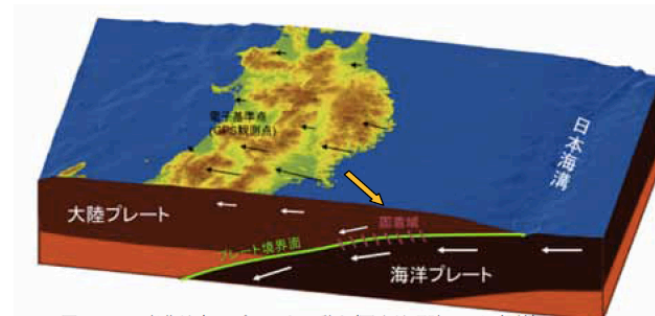
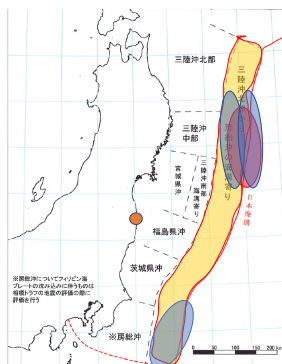


図 1-1-2 東北地方のプレートの動き(国土地理院HPに加筆)

← 電子基準点の移動方向(震災前)      → 陸地の動き(震災後)  
 〰 プレート境界      ⇄ プレートの動き

東日本大震災の記録 千葉県 2013年3月  
<https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/jishin/kirokusi/documents/1syou.pdf>

## 日本海溝寄りの地震を予測



2002年  
政府の地震本部  
日本海溝寄りのどこでもM8  
級地震が起こりうると予測

津波地震(明治三陸タイプ)  
30年以内に20%程度

正断層型(昭和三陸タイプ)  
30年以内4~7%

## 2006年以降の動き

- 2006年、耐震設計審査指針が28年ぶりに全面改訂された
- 原子力安全委員会「3年以内(2009年まで)に、古い原発の再チェック(バックチェック)を下さい」
- バックチェックの中間報告(揺れについて)を、各電力会社は2008年3月に提出
- 最終報告(津波について)は、事故当時、東京電力、東北電力は未提出だった。福島沖の津波については土木学会で検討中だったから。

ウソでした

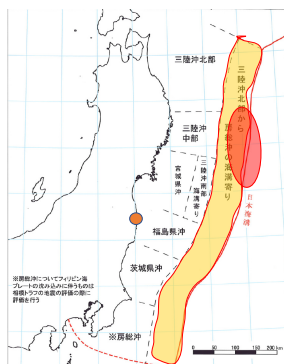
## 2008年3月バックチェック中間

- 想定する地震の揺れを、東電は600ガルに引き上げて、福島第一5号機の主要部分一部について、耐震安全性を検討した。  
想定した地震はM7.1の直下地震
- 設置許可申請時(1966)は265ガルで設計。
- 1994年に、370ガルでバックチェック
- 2011年東北地方太平洋沖地震で、675ガル

## 最終報告は2009年6月予定

- 中間報告のめどがたった2007年11月ごろから、最終報告(津波)の準備が始まった。
- 原子力安全委員会から、「耳をそろえて3年以内に。3年経ってもバックチェックを完了しない状態であれば伊方判決の『原許可取り消し』があるから駄目だよ。バックチェックは実力勝負だから」と念押しされていた(水間英城・審査指針課長)
- 伊方原発裁判 最高裁判決(1992)  
現在の科学技術水準に照らし、審査基準や審議課程に、看過しがたい過誤や欠落が存在しないか

## 福島沖で「揺れ」は想定した



2008年に、東電は日本海溝寄りの地震について、揺れを想定してバックチェック中間報告を提出した。

## バックチェック中間報告の記載

### (1) 沈み込む海洋プレート内の地震

地震調査研究推進本部（2002）<sup>(13)</sup>は、「三陸沖北部から房総沖の海溝寄り」の領域において、M8クラスの海洋プレート内地震を想定している。しかしながら、この領域で過去に発生した最大規模の地震である1933年昭和三陸地震（M8.1）においても、地震による被害は少なかったとされている<sup>(7)</sup>ことから、敷地に及ぼす影響は小さいと考えられる。

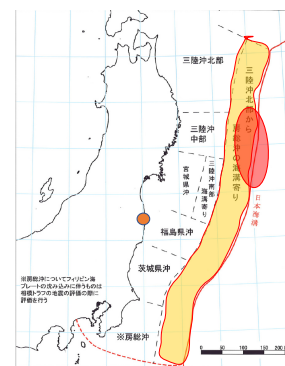
東京電力バックチェック中間報告書 p.4-11

## 東電の内部文書では

- 「不確かさの考慮として、福島沖の海溝沿いの地震を想定し、Ss策定に影響がないことを確認」
- 「不確かさを考慮すべきとする指針の精神、専門家の意見を踏まえ福島沖の海溝沿いを波源とする津波の検討を実施中」

耐震バックチェック説明会（福島第一）2008年9月10日の資料  
東電株主代表訴訟 丙90号証の2

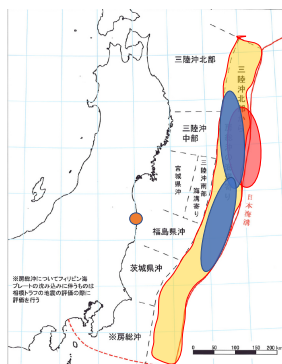
## 昭和三陸でも11mを超える



バックチェック中間報告と同様に、昭和三陸を南にずらしても、福島第一へ到達する津波は11mになる。敷地を超える。

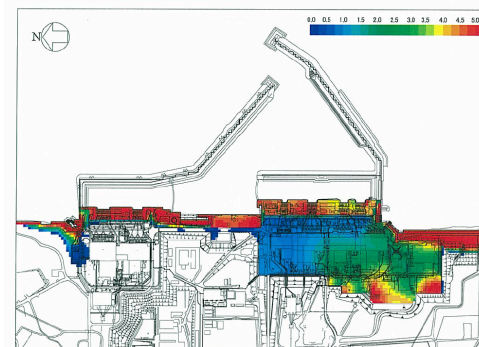
福島第一発電所 日本海溝寄りの想定津波の検討 Rev.1  
2008年4月18日  
東電株主代表訴訟  
丙85号証

## 明治三陸は15mを超える



昭和三陸タイプと同様に、明治三陸を南にずらして津波を計算すると、福島第一へ到達する津波は15.7mになる。敷地を超える。

## 予測されていた15.7mの津波



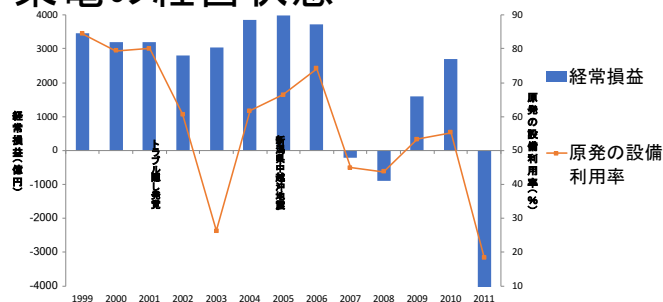
2008年3月  
東電による試算

東電株主代表訴訟  
丙90号証の2

(1) 明治三陸試計算による津波

14

## 東電の経営状態



東電の原発利用率と損益の推移

2008年3月期決算 28年ぶり赤字  
柏崎刈羽の補修・補強に4000億円

15

## 「NGほぼ確実な状況」

- 「福島沖の揺れモデルを津波に転換した場合に、NGであることがほぼ確実な状況」
- 「今回建築が基準地震動用に指針で記載させる不確かさを考慮して、福島沖にマグニチュード8以上の地震を設定。現在土木で計算実施中であるが、従前評価値を上回ることが明らか。津波がNGとなると、プラントを停止させないロジックが必要」

東電の津波想定担当者・酒井俊朗氏が、2008年1月23日から2月26日にかけて社内関係者に送受信したメール 刑事裁判甲A184

## 土木学会で時間稼ぎ

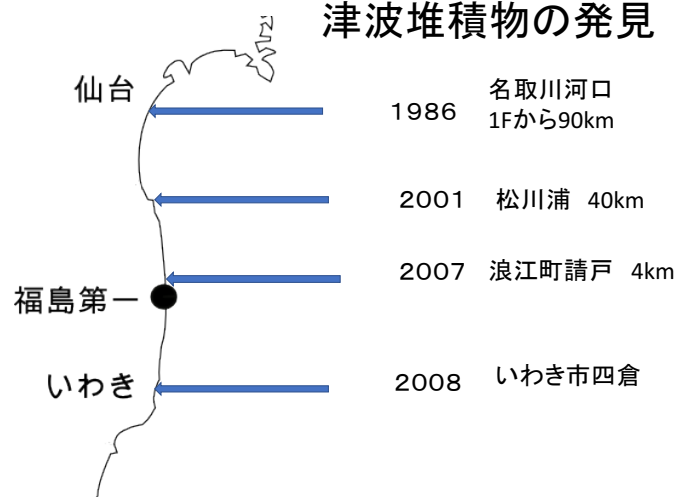
- プラントを停止させない言い訳に、土木学会を使った。
- 2008年7月31日 被告人の武藤・東元副社長「福島県沖海溝沿いでどのような波源を考慮すべきかについて少し時間をかけて土木学会に検討してもらおう」
- 「それまでの津波想定が、土木学会の想定に従っていたので、地震本部の予測についても土木学会に検討を依頼し、その結果に基づいて必要と認められる対策工事をすべき」(冒頭陳述)

## 検察不起訴の理由は

- 「今回の事故前に、本件のような10m盤を大きく超える津波が発生し、これにより福島第一原発の主要機器が浸水する危険性を認識すべき状況にあったとは認めがたい」
- 「東京電力は土木学会に対し、地震本部の評価に関する検討を委託していた。土木学会が津波評価手法を改訂すればこれを踏まえた対策を講じる予定であった」

2015年1月 東京知見の不起訴処分(2回目)理由

## 津波堆積物の発見

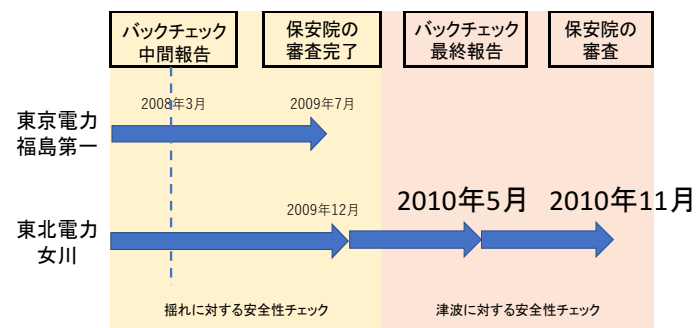


19

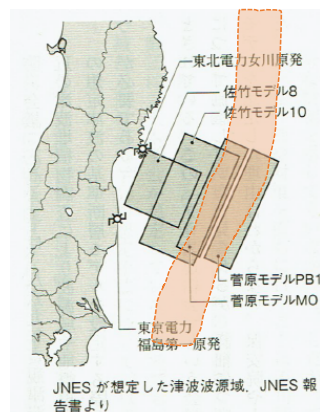
## 産総研の報告(2010年)

- 「869年の貞観地震津波は、海岸線から3~4キロも内陸まで浸水」
- 「宮城県から福島県にかけの日本海溝沿いのプレート境界で、M8以上の地震」
- 「同規模の津波が450年から800年程度の再来間隔で過去に繰り返し起きていた」

## バックチェック進捗状況



## 東北電力と国は、福島沖大津波を想定した



津波堆積物の調査が2005年以降、急速に進んだ。  
東北電力やJNES(2014年に原子力規制庁と統合)は、福島沖の大津波を予測していた。

## JENS報告書が示す3つのこと

1. 津波地震(2002)の波源域を、保安院も想定していた
2. 貞観地震(2008)を、保安院も想定していた。「不確実だから規制で想定すべきものとは考えていなかった」(名倉証言@横浜地裁)はおかしい。
3. 土木学会が想定していない津波を、東北電力やJNESは取り入れた。

## JENS報告書が示す3つのこと

1. 津波地震(2002)の波源域を、保安院も想定していた

「津波地震はまだ不確実で、専門家の同意を得ていないから、原発が備えなければならないものではなかった」と東電や国は裁判で主張しているが、実際は事故前に、保安院は、想定していたことがわかる。

## JENS報告書が示す3つのこと

2. 貞観地震(2008)を、保安院も想定していた。

「不確実だから」「知見が未成熟だから」「規制で想定すべきものとは考えていなかった」と、当時、福島第一原発の安全審査を担当していた保安院の名倉繁樹・安全審査官(現・原子力規制庁安全管理調査官)はおかしい。

## JENS報告書が示す3つのこと

3. 土木学会が想定していない津波を、東北電力やJNESは安全審査に不可欠と考えていた。

JNES報告書が想定した津波21種類

土木学会手法によるもの	12
中央防災会議モデル	3
チリ沖	2
津波堆積物を反映	4

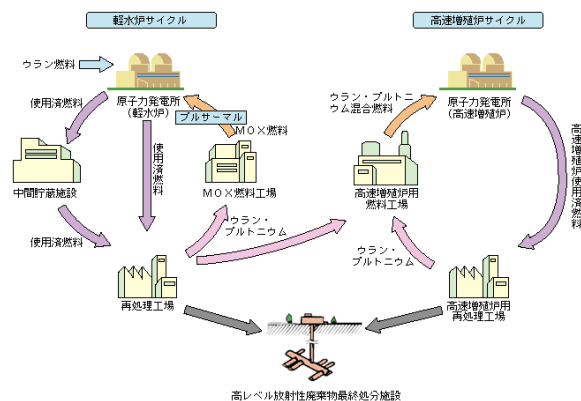
## 2010年当時、国は隠した

- 東北電力の報告書、保安院が指示してJNESに作らせた報告書、どちらも非公開だった。
- 福島第一のプルサーマルを円滑に進めるためだろう。
  - 2010年2月 佐藤雄平知事の同意条件提示
  - 4月 保安院が福島沖の大津波検討開始
  - 5月 東北電力が最終報告書(津波)提出
  - 8月 保安院、「耐震安全性に問題ない」と福島県に報告
  - 知事がプルサーマル受け入れ

## 福島第一とプルサーマル

- 1997年、東電が1999年から福島第一でプルサーマル導入の方針を表明。初の受け入れ
- 1999年、MOX燃料が到着したが、燃料データ改ざんや、3日後にJCOの事故。計画延期。
- 2001年、エネルギー政策検討会設置。翌年中間とりまとめ
- 2002年、東電のトラブル隠し
- 2010年、佐藤雄平知事が耐震安全性の確認などを条件に同意する方針

## プルサーマルとは



## プルトニウム減らしが目的

- 原発の使用済み核燃料を再処理。取り出したプルトニウムを再び軽水炉で燃やすこと。
- 日本はプルトニウムを燃料とする高速増殖炉を中心とする核燃料サイクルの実現を目指していた。
- プルトニウム利用を進めることで、海外から核兵器を開発しているのではという疑惑を受けないために、高速増殖炉や軽水炉で全量使うことにしえた。
- もんじゅ事故(1995年)で計画が狂い、プルサーマルが中心に。2003年、閣議決定で「2010年度までに16～18基で実施」

## 「対策の必要性、十二分にある」

- 福島第一について、貞観地震の検討が進んでいる中で、津波に対して評価せずに済むのかは疑問
- 津波の問題に議論が発展すると、厳しい結果が予想されるので評価にかなりの時間を要する可能性は高い。
- 結果的に対策が必要になる可能性も十二分にある。
- というわけで、バックチェックの評価をやれと言われても、何がおこるかわかりませんよ。

森山審議官のメール(2010年3月24日)

## 「クビになるよ」 「余計なこと言うな」 小林調書

- 3号機の耐震バックチェックの評価をするなら、貞観地震のことをしっかり議論すべきと思っていた。
- 結果として、2009年の5号機評価作業以降の新たな知見が完全に抜け落ちた状態で審議が進んだ
- 3号機のプルサーマル稼働を急ぐため、原安委に諮らなかつた。
- 「その件は、原安委と手を握っているから、余計なことを言うな」と上司の野口課長から言われた。
- 「あまり関わるとクビになるよ」原課長

## 小林氏を口止めした野口課長は

- 耐震安全審査の前々職は、資源エネルギー庁でプルサーマル担当の参事官。「プルサーマル推進派」(小林調書)
- 「当時の野口課長の関心は、プルサーマルの推進であり、耐震評価についてはあまり関心がなかったようであった」(小林調書)

## 福島県も「津波隠し」に関与？

- 2010年、佐藤雄平知事が耐震安全性の確認などを条件に同意する方針
- 「津波ぬき」になった経緯は、まだ未解明
- 技術的には、津波評価は可能だった。なぜなら東北電力を評価したデータを流用できたから。波源や海底地形のデータ、計算するソフトウェアを保安院(JNES)は持っていた。数か月で可能だった。
- 津波評価を先送りした国の方針を県が黙認し、最後のチャンスを失ったのではないか。「知事まで上げるのは得策でない」担当は当時の内堀副知事。

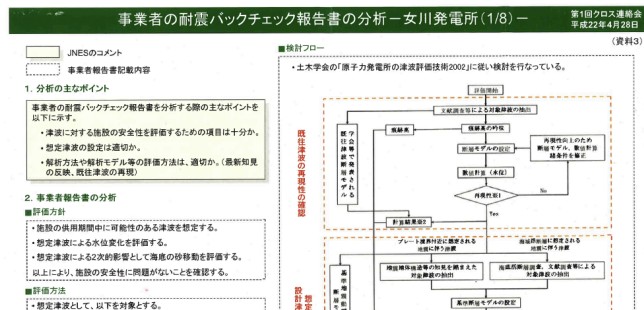
## 「津波抜き」「佐藤知事抜き」

- 2010年4月  
経産省課長  
「津波などは入りませんか？中間ですね？」  
小山・県原子力安全対策課長  
「国で判断してほしい」
- 「国の評価も、準備できていない状況で、そこまでやるのは大変だろうと考えていた」(共同通信のインタビューに対して)

## 福島沖大津波の報告書を隠した

- 2010年5月、東北電力が最終報告書を提出
- 2010年11月、JNESは東北電力の報告書を確認した「クロスチェック解析」報告書をまとめる
- それらのことは、政府事故調の報告書のどこにも書いてない！

## 消された東北電力の報告書



## 消されたJNES報告書

- 政府事故調は、JNES報告書本体、仕様書、実施計画書、業務委託先との契約書など何百ページもの証拠を持っていた
- 福島沖の大津波を、政府や電力会社がどのように判断していたか示す貴重な報告書だが、政府事故調には一文字も登場しない。

## 政府事故調(畑村委員会)

- 2011年5月24日閣議決定
- 2011年12月26日中間報告
- 2012年7月23日最終報告
- 委員長 畑村洋太郎 委員 尾池和夫・前京都大学総長、柳田邦男・作家、吉岡斉・九州大学副学長ら
- 技術顧問 安部誠治・関西大教授

## 検察が仕切った 政府事故調

- 組織 委員10人、技術顧問2人、事務局。事務局は各省庁から出稿。30人あまり。
- 事務局長ふくめ、検察出身が6人
  - 「社会システム等検証チーム」(事故前の背景事情)
  - 「事故原因等調査チーム」(事故原因の技術的問題)
  - 「被害拡大防止対策等検証チーム」(避難等の各種措置の適否)
  - ヒアリング772人、総聴取時間1479時間

### 「役人に甘い」政府事故調

- 「他の政府審議会と同様、役人主導。事務局が用意した文案にもとづいて検討する。委員の意見は反映されたり、されなかったり」
- 「役人への甘さ、霞ヶ関官僚の批判は何も書かれていない。政治家に対しては甘くない。国家公務員に対して甘い」

(吉岡齊・シンポ「福島原発で何が起きたかー安全神話の崩壊」2012年8月30日での発言)

### 事故後も、隠し続けた

- JNES報告書を、政府事故調は入手していたが、事故調査報告書に記載しなかった
- 東北電力のバックチェック進行状況についても、報告書にうその記載
- 検察はそのことを知っていたが、捜査で触れず。東電幹部や保安院幹部を不起訴に。東電と国をかばった。

### 津波対策を先送りし続けた

- 2002年、バックチェックを先送り
- 2006年、「不作為を問われる」と考えていたけど先送り
- 2006年、「3年以内」
- 2010年、津波堆積物の証拠から逃れられない。ところが政府は、東北電力と同程度のことを東電に求めなかった。プルサーマル優先のため
- 政府事故調も、検察も、これらの事実を隠した